

平成24年10月24日

総務大臣 樽床 伸二 様

## 要 望 書

3.11 東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本村が全村避難を指示されて以来、1年6か月が経過しました。先行き不透明の中、現在避難者の生活支援をはじめ除染、復興計画、損害賠償など重要課題に村議会ともども精力的に取り組んでいるところです。

国におかれましても、発災直後からこれまでに震災復興特別交付税や復興交付金など被災地に寄り添った特別な財政支援をしていただきましたことに対し心から感謝を申し上げます。

しかしながら、日々新たな課題が生じている現状において、当面する各事業を加速度的に推進するためには、さらなる財政支援、税制上の特例、規制緩和、人的支援等々がぜひ必要となります。

つきましては、次の項目について要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 地方交付税のH23年度交付実績の確保

被災地の復興・復旧を図るためには、国の財政支援が不可欠であり、特に財政力の脆弱な自治体に対し、安定した地方交付税の確保を要望する。

#### 2. 震災復興特別交付税の継続交付

東日本大震災後に設けられた「復興特別交付税」は、被災自治体の復興復旧事業に寄与するところが大きい。については、帰還が完了するまでの間、継続されるよう要望する。

#### 3. 過疎地域対策緊急措置法延長に伴う過疎債の確保と弾力的な運用

今年6月に過疎地域対策緊急措置法が、平成32年度までの5年間延長されたところですが、その財源の裏付けとなる「過疎債」について十分な予算確保と併せて弾力的な運用が図られるよう要望する。

#### 4. 被災前に計画していた国庫補助事業の継続実施

本村では、被災前に重要プロジェクト（公民館の建て替え、大谷地住宅の建て替え、草野小学校の大規模改修など）を計画し、国との協議も終え実施段階にあった。しかし、原発事故で全村避難を余儀なくされ計画年度内に実施できなくなったため、計画していた重要プロジェクトについては、引き続き実施できるよう要望する。（本件については、先の片山総務大臣にも要望し確約を得ているので、再度確認したい。）

5. 固定資産税の減免継続

固定資産税については、全村避難をしているため当面平成24年度分は減免措置が講じられている。しかし、次年度以降は不透明であり、避難が指示されている期間は、継続し減免されるよう要望する。

6. 国保税・介護保険料の減免継続

国保税・介護保険料については、全村避難をしているため当面平成24年度分は減免措置が講じられている。しかし、次年度以降は不透明であり、避難が指示されている期間は、継続し減免されるよう要望する。

7. 東京電力賠償（営業損害）に伴う課税の取り扱い

今回、避難区域の見直しにおいて、営業損害に対する5年分の一括前払いがなされることになっている。一括払いに対し通常の課税をされると多額の納税が生じるため、5年分を単年度ごとに分割し課税する特例措置を要望する。

8. 国及び自治体職員の被災地への派遣と増員

被災自治体では、被災民への生活支援をはじめ、復興・復旧に日夜取り組んでいるが、職員だけでは対応できずマンパワーが極めて不足している。したがって、帰還するまでの期間について、国及び全国の自治体職員の派遣と併せ、人員の増を要望する。

9. 災害公営住宅（復興住宅）建設に伴う震災復興特別交付税の充当

災害公営住宅の建設については、8分の7が復興交付金の対象となるが、残りの8分の1は地方負担となっている。しかし、現在村は国から強制的に避難を強いられており、8分の1の地方負担分についても、震災復興特別交付税で対応できるよう要望する。

福島県相馬郡飯舘村長 菅野 典雄